

1. 基本情報

- (1) 国名：ホンジュラス共和国
- (2) プロジェクトサイト：テグシガルパ市
- (3) 案件名：国立感染症検査室整備計画（Project for Construction of National Laboratory of Infectious Disease Surveillance）
- (4) 事業の要約：本事業は、テグシガルパ市において、ホンジュラスのトップレファレンスラボである国立感染症検査室の施設建設・機材供与を実施することにより、国際基準を遵守した安全な検査環境の整備を通じた保健医療システムの強化を図り、もって同国の地方開発に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ホンジュラスにおける 2013 年の乳幼児死亡率は 22（出生千対、中米カリブ地域平均 15）、妊産婦死亡率は 120（出生 10 万対、同地域平均 68）と依然域内平均と比較し高い値である。非感染性疾患（死因の 61%を構成）に加え、HIV/エイズ（2012 年死因第 4 位）、結核（2013 年有病率 74、人口 10 万対）、マラリアやリーシュマニア症、シャーガス病等の顧みられない熱帯病の問題も深刻であり、非感染性・感染症を問わず迅速かつ的確な診断と治療が求められている。

国立感染症検査室は、159 の検査室から構成される全国検査ネットワークのトップレファレンスラボとして、感染症等のサーベイランスの実施、全国からのレファレンス検査実施、下部検査室に対する監督・技術指導、基準の制定、品質管理、人材育成等を行っている。しかし、現行の同検査室は機能が分散され、迅速かつ効率的な検査の実施に支障を来している。また、これら施設は国際的なバイオセーフティ基準を遵守しておらず、病原菌の適切な封じ込めができていないことから、検査技師や周辺住民へのリスクが存在している。WHO 憲章第 21 条に基づく国際規則 IHR（International Health Regulation）のコアキャパシティ達成のためにも、安全かつ効率的に機能できる感染症検査室の整備は急務であり、また、ホンジュラスの国家ビジョン 2010-2038 及び国家計画 2010-2022 では、IHR を遵守する保健監視システムの強化を目標として掲げている。このような背景の下、国民の大半が頼る公的医療サービス網における検査・診断体制の強化を実現するため、我が国に対し、国際基準に遵守した国立感染症検査室の建設に係る支援を要請した。

- (2) 保健セクターに対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、我が国の対ホンジュラス共和国国別援助方針の重点分野「地方開発」の中の協力プログラム「保健医療サービス改善プログラム」に位置付けられる。また、対ホンジュラス JICA 国別分析ペーパーにおいて「貧困問題の緩和と地方経済の活性化」の重点課題「保健サービスアクセス改善」に合致する。これまでの当該分野における支援実績として、無償資金協力「全国公衆衛生検査所機材整備計画」（2005 年）、技術協力「シャーガス病プロジェクト」（2003 年～2011 年）及び「シ

ャーガス病対策アドバイザー」(2012 年～2014 年)が挙げられる。

(3) 他の援助機関の対応

国立感染症検査室 HIV・ウイルス検査部門には、USAID の支援により既に本事業建設予定地に施設建設・機材整備が行われている。また、米国疾病管理予防センターは感染症及びインフルエンザ対策に関する技術協力を行っており、汎米保健機構 (PAHO) は感染症サーベイランスや情報システムに関する技術協力等を実施している。

(4) 本事業を実施する意義

ホンジュラスの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。

ホンジュラスは中米・カリブ域内と比較し、乳幼児及び妊産婦死亡率が高く、また、HIV、結核、マラリア等の感染症疾患も深刻であることから、人間の安全保障の観点から、本事業により、貧困、自然災害、感染症など個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である。(「人道上のニーズ」)

本事業は、上記の観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、テグシガルパ市において、ホンジュラスのトップレファラン斯拉ボである国立感染症検査室の施設建設・機材整備を実施することにより、国際基準を遵守した安全な検査環境の整備を通じた保健医療システムの強化を図り、もって同国の地方開発に寄与するもの。

② 事業内容

i 施設機材の内容

【施設】国際基準を満たすバイオセーフティレベル 2(BSL-2)の感染症検査室 (1,700 m²程度の一棟)、管理部門等の建設、【機材】上記施設に必要な検査機材等

ii コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネント：協力準備調査を通じて確認

iii 調達・施行方法：協力準備調査を通じて確認

③ 他の JICA 事業との関係

感染症対策として、対ホンジュラス技術協力「シャーガス病対策プロジェクト」(2003～2011) 及び「シャーガス病対策アドバイザー」派遣 (2012～2014) を実施し、コミュニティにおけるシャーガス病サーベイランス体制の強化を支援。また、「『国家保健モデル』に基づくプライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」(2013～2018) では、家庭保健チーム制度の導入・実施支援、エルパライス県及びレンピーラ県の 1 次レベル保健医療サービスの強化を支援し、コミュニティにおけるマラリア等のリスクマッピングや感染性・非感染性疾患に関する予防啓発活動強化を支援。更に、課題別研修「感染症対策のための臨床検査技術の改善」を通じ、

国立感染症検査室職員を中心に検査・診断技術の向上を図ることにより相乗効果が期待される。

(2) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：保健省保健サーベイランス局 Unidad de Vigilancia de la Salud（国内の検査室を所掌）及び国立感染症検査室 Laboratorio Nacional de Vigilancia
- ② 他機関との連携・役割分担：USAID による感染症検査室 HIV・ウイルス検査部門施設建設・機材整備。本事業により 8 部門を隣接して建設し、全 10 部門を同じ敷地に集中させることで安全、迅速かつ効率的な機能が期待される。その他協力準備調査にて確認する。
- ③ 運営／維持管理体制：協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 カテゴリ分類 ☐A ☐B ☒C ☐FI
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：調査を通じて確認

(5) ジェンダー分類：協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズを確認する。

(6) その他特記事項：なし

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

対ベトナム無償資金協力「国立衛生疫学研究所高度安全性実験室整備計画」の事後評価結果等では、インフラ整備とソフト面の支援の連携の重要性が教訓として導かれている。

本事業においても、ソフトコンポーネントの必要性やシニア海外ボランティア等による支援の必要性を検討する。

以 上

[別添資料] 地図

[別添資料]

「国立感染症検査室整備計画」地図

